

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人米盛誠心育成会（以下「当財団」という。）定款第15条及び第33条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (4) 常勤役員とは、役員のうち、当財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (5) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (6) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当財団は、役員等に対し、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員に対する報酬等は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。
- 3 非常勤役員及び評議員に対する報酬等は、理事会、評議員会又は奨学生選考会等の当財団の運営又は事業に関わる会議（以下「理事会等」という。）に出席の都度、支給することができる。ただし、評議員に対する報酬等は、定款第15条に定める各年度の総額を超えない範囲で支給する。
- 4 役員等には、賞与及び退職手当を支給しない。

(報酬等の額)

第4条 常勤役員は、無報酬とする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等の額は、別表のとおりとする。
- 3 非常勤役員に対して各年度の総額が1,800,000円を超えない範囲で報酬等を支給することができる。

(報酬等の支払方法)

第5条 報酬等は、その金額を通貨で、直接本人に支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員等が報酬等の全部又は一部につき本人の指定する本人名義の金融機関口座への振込を申し出た場合には、その方法によって支給することができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬の支給日は、その月の月額的全額を翌月5日に支給することを原則とし、その支給日が休日に当たるときは、前営業日に支給するものとする。

2 非常勤役員及び評議員については、理事会等への出席の都度、支給するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、非常勤役員がその月の報酬等の全額または一部について翌月5日の支給を申し出た場合には、その方法によって支給することができる。その場合、その支給日が休日に当たるときは、前営業日に支給するものとする。

(費用)

第7条 当財団は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支給するものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支給するものとする。

(公表)

第8条 当財団は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1 平成24年4月1日施行の「評議員の報酬等及び費用に関する規程」及び「役員の報酬等及び費用に関する規程」は、平成26年3月31日をもって廃止する。

2 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表

区 分	金 額
非常勤役員及び評議員の報酬額	1日当たり1万円(源泉所得税控除後)